

1. 工事・物品 共通事項

- ・競争入札参加資格者名簿を、令和7・8年度名簿に更新（4月1日から）

2. 工事関係

- ・建設工事の請負に係る発注標準額の変更（4月1日から）
別表のとおり
- ・少額随意契約によりことができる予定価格の変更（4月1日から）
別表のとおり

3. 物品関係

- ・電子入札の拡充
- ・一般競争入札（事後審査型）の試行

入札の透明性、競争性、公正性等の観点から、電子入札の拡充及び一般競争入札（事後審査型）の試行を継続して実施します。

（大きな変更点はありません）

年度中に変更が生じた場合は、市ホームページ内「入札・契約制度改正情報」のページ等に掲載します。

【問合せ】

行田市 総務部 契約検査課

電 話：048-556-1111（内線 213・214）

FAX：048-554-0199

建設工事の請負に係る発注標準額

級の区分	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	ほ装工事	その他の建設工事
A級	1000 万円以上	1000 万円以上	1000 万円以上	1000 万円以上	1000 万円以上	その都度市長が定める額
B級	7000 万円以内	500 万円以上 2 億円以内	300 万円以上 6000 万円以内	300 万円以上 6000 万円以内	7000 万円以内	その都度市長が定める額
C級	3000 万円以内	6500 万円以内	3500 万円以内	3500 円以内	3000 万円以内	その都度市長が定める額
D級	1000 万円以内	1500 万円以内	1000 万円以内	1000 万円以内	1000 万円以内	その都度市長が定める額

行田市契約規則（別表抜粋）

(1) 工事又は製造の請負	200 万円
(2) 財産の買入れ	150 万円
(3) 物件の借入れ	80 万円
(4) 財産の売払い	50 万円
(5) 物件の貸付け	30 万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	100 万円